

令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、アパレル産業の振興に資する事業を促進し、もって地域経済の発展並びに雇用の確保及び拡大に寄与するために、令和5年度予算の範囲内において、弘前市アパレル産業振興事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「アパレル産業」とは日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における繊維工業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) アパレル産業を営んでいる者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に事業所を有する法人

イ 市内に主たる事業所を有する個人

- (3) 令和4年度及び令和5年度（補助金の交付の申請時まで）に課税されているものに限る。）において納付すべき市税等を滞納していない者であること。

2 前項第3号の市税等とは、市が課税するものであって、次の各号に掲げる申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 前項第2号アに該当する申請者 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）

(2) 前項第2号イに該当する申請者 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）、並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が実施するアパレル産業の振興に資する販路拡大、人材育成、技術向上、人材確保、企業認知度向上等に係る事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 旅費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 会場借上料
- (5) 機械器具借上料
- (6) 広告宣伝費
- (7) 展示会等出展料
- (8) 講師謝礼
- (9) 通信運搬費
- (10) 手数料
- (11) 受講料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（旅費にあつては市職員の例により算出した額又は実支出額のいずれか少ない額）の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）又は100,000円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 法人登記事項証明書など市内に事業所があることがわかる書類（法人による申請である場合に限る。）
 - (4) 主たる事業所の所在地がわかる書類（個人事業者による申請である場合に限る。）
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- （交付の条件）
- 第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。
- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を行うために物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （交付決定）
- 第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。
- （申請の取下げ）
- 第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。
- （実績報告）
- 第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。
- 2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（様式第9号）
 - (2) 収支決算書（様式第10号）
 - (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
 - (4) 写真など補助事業の実施を証明するもの
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して20日を経過した日とする。
- 5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- （補助金の額の確定通知）
- 第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。
- （補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、令和5年度弘前市アパレル産業振興事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度の補助事業について適用する。